

中国への技術移転の法規制に関する最近の動き

～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正～

遠藤 誠¹

I はじめに

2018年3月以降、米中間の貿易摩擦及び報復の応酬が続いている。

2018年4月27日、米国政府は、知的財産権保護に関する「2018年版スペシャル 301 条報告書」(“2018 Special 301 Report”)²を公表した。この報告書の中では、中国は14年連続で「優先監視国」に指定され、中国が「強制的な技術移転措置」、「効果的な知的財産保護に対する妨害」、「企業秘密の窃盗」、「インターネット上での著作権侵害」、「模造品の製造」等を行っていることが問題点として挙げられている³。米国 USTR の担当者は、「中国は、米国企業を含む外国企業に対して、知的財産の中国国内への移転を前提条件とするなど不公平な要求を続けている。」とし、「知的財産保護のための抜本的な改善を行っていない。」と指摘した。これに対し、中国商務部の責任者は、「これは米国による一方的な非難であり、客観性及び公平性に欠け、諸外国の批判を浴びてきたものである。中国はネガティブリスト制度を推進しており、中国の知財保護のレベルは、国際的に通用するルールに合致している。」と反論した。

トランプ大統領の発言は、本人の個性の影響や米国内の選挙民向けのポーズという意味合いもあると思われることから、真意を汲み取りにくい。米国の「2018年版スペシャル 301 条報告書」に記載されている中国知財関連の内容も、本当に妥当な指摘であるのか否かについては、疑問なしとしない。ただ、中国政府は、米国政府の中国知財に対する批判をかわすため、特許法(中国語では「専利法」)の第四次改正を、特許権保護の方向で早急に実現しようとしている。2019年3月に相次いで行われた外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正も、上記のような一連の流れの延長線上に位置付けることができよう。

そこで、本稿では、外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正及びこれらの知財実務への影響について解説することとする。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)、BLJ 法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf>

³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/88f50b53000af65b.html>

II 外商投資法の公布と知財実務への影響

1 総説

中国では、1978年の改革開放以来、「中外合弁企業法」、「外資企業法」及び「中外合作経営企業法」（以下「外資三法」と総称する）が、外商投資法制度の核心的な部分を構成し、外国企業の中国での事業展開に関する基本法として、重要な役割を果たしてきた。しかし、中国の経済発展及び法制度の整備に伴い、「外資三法」の内容は、次第に会社法、契約法等の法律に含まれるようになった。一方、現行の「外資三法」では外商投資の更なる促進と保護、及び外商投資管理制度の更なる整備というニーズへの対応がすでに困難となっている。そこで、「外資三法」の代わりに、統一した外資規制に関する法律を制定する必要性が大きくなっていった。

以上のような背景の下、2018年12月、「外商投資法」の草案が、国務院により全国人民代表大会（以下「全人代」という）常務委員会に提出された（ちなみに、2015年には、全170条からなる「外国投資法（意見募集稿）」が公表されていたが、条文数が大幅に削減されるとともに、名称が「外商投資法」に変更された）。その後、同草案は、全人代常務委員会第七回・第八回会議で審議され、さらに修正を経て、2019年3月7日から開催された全人代で審議された。そしてついに、2019年3月15日、「外商投資法」が採択・公布された（施行日は、2020年1月1日）⁴。

2 外商投資法の内容

全42条からなる外商投資法の内容は、以下のとおりである（外商投資法は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護について、いくつかの重要な規定を置いている。外商投資法に関する以下の記述のうち知的財産権に関連する部分には、下線を付した）。

（1）適用範囲

本法は、中国国内における「外商投資」に適用される。「外商投資」とは、外国の自然人、企業及びその他の組織（以下「外国投資者」という）が直接又は間接的に中国国内において行う投資活動をいい、具体的には以下の投資活動が含まれる（2条1項）。

- ①外国投資者が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること。
- ②外国投資者が中国国内企業の株式、持分、財産持分又はその他の類似する権益を取得すること。
- ③外国投資者が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において新規プロジェクトに投資すること。
- ④法律、行政法規又は国務院が規定するその他の方法による投資。

⁴ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm

外商投資企業とは、全部又は一部が外国投資者により投資され、中国法に基づき登記登録され、設立された企業をいう（2条2項）。

外国投資者が中国国内において銀行、証券、保険等の金融業界に投資し、又は証券市場、外国為替市場等の金融市場において投資の管理を行うことについて、国による別途の規定がある場合、その規定に基づく（41条）。

（2）外商投資の促進

本法は、第3条において、外商投資の促進の旨を定め、第2章において、外商投資の促進に関する一連の規定を設けている。これには、以下の内容が含まれる。

- ①外商投資政策の透明度を高める（10条）。例えば、外商投資に関する法律等の制定にあたり、外商投資企業の意見や提案を聴取しなければならない（10条1項）。
- ②外商投資企業が平等に市場競争に参入し、内資企業・外資企業に対する規則を一致させることを保障する（9条、15条～17条、22条2項、28条3項、30条2項）。例えば、15条によると、外商投資企業は標準制定業務に参加することが保障され、強制的国家標準は外商投資企業にも国内企業と平等に適用される。また、16条によると、外商投資企業は公平な競争を通じて政府調達に参加することが保障される。
- ③外商投資関連サービスを強化する（11条、19条）。例えば、11条によると、法律、政策、投資プロジェクトに関する情報等に関するコンサルティングが提供される。
- ④外商投資を奨励・誘導する（13条、14条、18条）。

（3）外商投資の保護

本法は第5条において外国投資者の中国国内における投資、収益及びその他の合法的権益の保護を定め、第3章において、外商投資の保護に関する一連の規定を設けている。これには、以下の内容が含まれる。

- ①外商投資企業の財産権に対する保護を強化する（20条、21条、22条、23条）。例えば、21条によると、外国投資者の中国国内における知的財産権ライセンスの使用費は、法により人民元又は外貨建てで送金・受取を自由に行うことができる。22条によると、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権は保護され、外商投資における技術合作の条件は各投資者の協議により確定される。また、行政機関及びその職員は、行政手段を利用して外商投資企業に対して技術譲渡を強制してはならず（22条2項3文）、また、職務遂行中に知った外商投資企業の商業秘密を第三者に漏洩してはならない（23条）。
- ②各級人民政府及び関連部門が外商投資に関する規範性文書を制定するときは、法律法規の規定に合致しなければならない（24条）。
- ③地方の各級人民政府及び関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対し行った政策承認及び締結した契約を履行しなければならない（25条）。
- ④外商投資企業のためのクレーム対応システムを構築する（26条1項）。

(4) 外商投資の管理

本法は第4条において、外商投資に対して、参入前の内国民待遇及びネガティブリスト管理制度を実施することを定めている。「参入前の内国民待遇」とは、参入前の段階において、外国投資者及びその投資について、内国投資者及びその投資を下回らない待遇を与えることを指す。「ネガティブリスト」とは、国務院により公布され、又は国務院により公布が許可され、特定の分野において外商投資に対して実施する参入に関する特別管理措置である(4条)。本法は第4章及び第5章において、外商投資の管理に関する一連の規定を設けている。これには、以下の内容が含まれる。

- ①外国投資者は、ネガティブリストにより投資が禁止された分野に投資してはならない(28条1項)。ネガティブリストにより投資が制限された分野に投資する場合、ネガティブリストに定められた条件を満たさなければならない(28条2項)。これに違反した場合、是正を命じられ、投資活動を停止させられる等の罰則がある(36条)。
- ②内資企業・外資企業に対する規制を一致させる原則に基づき外商投資に対して監督管理を実施する(29条、30条2項、31条～33条)。
- ③外商投資情報報告制度を構築・整備する(34条)。外国投資者又は外商投資企業は企業登記システム又は企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を報告しなければならない(34条1項)、報告しなかった場合、是正を命じ、罰金を課す等の罰則がある(37条)。
- ④国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼす可能性がある外商投資に対して、安全審査を行う(35条)。

(5) 「外資三法」の廃止

「外商投資法」が2020年1月1日より施行されるのに伴い、「外資三法」は同時に廃止される。既存の「外資三法」により設立された外商投資企業は、本法施行後の5年以内は、組織形態を元のまま維持することができる(42条)。当該5年の過渡期において、既存の外商投資企業は、そのガバナンス体制の見直し等を行う必要があると考えられる。

3 知財実務への影響

近時の米中経済摩擦を背景に、中国政府は、外商投資法の制定を急いでいたが、上述したとおり、外商投資法が、ついに2019年3月15日に採択・公布され、2020年1月1日より施行されることとなった。

外商投資法は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護について、いくつかの重要な規定を置いている。即ち、外国投資者の中国国内における知的財産権ライセンスの使用費は、法により人民元又は外貨建てで送金・受取を自由に行うことができる(21条)。外国投資者及び外商投資企業の知的財産権は保護され、外商投資における技術合作の条件は各

投資者の協議により確定される (22 条)。また、行政機関及びその職員は、行政手段を利用して外商投資企業に対して技術譲渡を強制してはならず (22 条 2 項 3 文)、また、職務遂行中に知った外商投資企業の商業秘密を第三者に漏洩してはならないこととしている (23 条)。但し、これらの規定の具体的な意味内容はどのようなものであるか、及び真に実効性のあるものとなるかは、現時点では必ずしも明らかではない。

また、外商投資法は、中国国内の事業環境の透明性を確保し、外商投資企業を国内企業と同等に扱うこと等を規定している。しかし、全部で 42 条しかなく、抽象的な条文が多いことから、その実効性はまだ不透明である。

Ⅲ 「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法实施条例」の改正と知財実務への影響

1 総説

2018 年 2 月 26 日から 28 日まで開かれた中国共産党第十九届中央委員会第三次全体会議において、「中共中央による党及び国家機構の改革推進に関する決定」、「党及び国家機構の改革推進方案」が採択され、2018 年 3 月 5 日から 20 日まで開かれた第十三回全人代第一次会議において、「国務院機構改革方案」が採択された。上記決定及び方案を実施し、行政機関が法により職務を果たすことを確保し、行政のスリム化・市場に対する管理の強化・サービスの改善等をさらに推進するために、2019 年 3 月 2 日、国務院は「一部の行政法規の改正に関する決定」を公布し、全部で 49 の行政法規の一部改正を行った（同日施行）⁵。その中には、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法实施条例」の改正が含まれている。

これら 2 つの条例の改正の背景には、本稿の冒頭に述べたように、米中貿易交渉において中国が米国から、「中国は、米国企業を含む外国企業に対して、知的財産の中国国内への移転を前提条件とするなど不公平な要求を続けている。」という批判を受けていたことがある。2019 年 3 月 15 日に公布された「外商投資法」とともに、中国政府が米国政府からの批判をかわすことを主な目的として、上記の 2 つの条例の改正が行われたといえる。以下では、項を改めて、上記の 2 つの条例の具体的な改正内容及び知財実務への影響について述べる。

2 「技術輸出入管理条例」の改正について

「技術輸出入管理条例」24 条 3 項、27 条及び 29 条が削除された（各条項の内容は、表 1 のとおり）。なお、本稿の本文の後に、「資料 1：技術輸出入管理条例の新旧対照表」を掲載したので、あわせて参照されたい。

表 1 「技術輸出入管理条例」の 2019 年 3 月改正により削除された条項

⁵ http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/18/content_5374723.htm

24条3項	技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用し、第三者の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う。
27条	技術輸入契約の有効期間内において、技術改良の成果は改良側に属する。
29条	<p>技術輸入契約には、下記の制限条項を定めてはならない。</p> <p>(1) 不可欠ではない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む、技術輸入に不可欠ではない付帯条件の受入を受入側に要求するもの</p> <p>(2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連する義務の負担を受入側に要求するもの</p> <p>(3) 受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの</p> <p>(4) 供与側の供与した技術と類似の技術もしくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から入手することを制限するもの</p> <p>(5) 受入側が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの</p> <p>(6) 受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの</p> <p>(7) 受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの</p>

3 「中外合弁経営企業法実施条例」の改正について

「中外合弁経営企業法実施条例」43条2項3号、4号が削除された（各号の内容は、表2のとおり）。

表2 「中外合弁経営企業法実施条例」の2019年3月改正により削除された条項

43条2項	<p>技術移転協議書は、次の各号の規定に合致しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>3号 技術移転協議書の期間は、通常、10年を超えないものとする。</p> <p>4号 技術移転協議書の期間が満了した後、技術輸入側は、当該技術を継続使用する権利を有する。</p> <p>(以下省略)</p>
-------	---

4 知財実務への影響

上記のとおり、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法実施条例」の一部の条項が削除された。しかし、日本企業・日系企業としては、(以前に比べれば多少ましになったとはいえものの、) 手放して喜べる内容とまではいえないと思われる。理由は、以下のとおりである。

(1) ライセンサーの保証責任について

「技術輸出入管理条例」によるライセンスの保証責任に関する条項のうち、削除されたのは、「第三者の合法的権益を侵害した場合の責任」に関する 24 条 3 項だけで、その他の条項 (24 条 1 項・2 項、25 条) は、そのまま存置されているため、ライセンスとしては、契約で規定することにより、全ての保証責任を免れることはできない。

なお、技術輸出入管理条例 24 条 3 項とほぼ同じ内容は、契約法 353 条に規定されているが、契約法 353 条には、「但し、当事者が契約で別途定めた場合を除く。」という但書が規定されているのに対し、技術輸出入管理条例 24 条 3 項には、そのような但書は無かった。よって、技術輸出入管理条例の改正により 24 条 3 項が削除されたことにより、今後は、当事者が契約で別途定めることにより、ライセンスは、「第三者の合法的権益を侵害した場合の責任」を免れることができると考えられる。

(2) 技術改良の成果の帰属について

「技術輸出入管理条例」29 条 3 号は削除されたが、だからといって、ライセンスによる技術改良や改良技術の使用を制限することが自由にできるようになったわけではない。なぜなら、そのようなライセンスの行為を制限する内容を含む契約法 329 条及び「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(最高人民法院審判委員会、2005 年 1 月 1 日施行) (以下「技術契約司法解釈」という) 10 条は、そのまま存置されているからである。

(3) 技術契約に規定してはならない条項について

「技術輸出入管理条例」29 条が全て削除されたことは評価できる。しかし、同条各号と同様の内容を含む契約法 329 条及び技術契約司法解釈 10 条は、そのまま存置されている。また、独占禁止法にも、「市場支配的地位を有する事業者」についてであるが、類似の規定が存在する。よって、ライセンスとライセンスが合意の上で技術契約を締結したとしても、ライセンスに一方的に有利な内容の条項の有効性が、常に保障されるわけではない。なお、本項の末尾に、「資料 2：技術ライセンス契約に関する『契約法関連』、『対外貿易法関連』、『独占禁止法関連』の各法令の比較表」を掲載したので、参照されたい。

(4) 「中外合弁経営企業法実施条例」43 条 2 項 3 号・4 号について

「中外合弁経営企業法実施条例」43 条 2 項 3 号・4 号については、従来から、実務上は適用されておらず、死文化していた。⁶今回の改正により、実務運用に合わせ、形式上も削除しただけであり、従来の実務が変更されるわけではない。

⁶ 筆者は、過去に何度も、中国政府の関連部門に対し、「中外合弁経営企業法実施条例」43 条 2 項 3 号・4 号について電話で問い合わせたことがあるが、その度に、「当該規定は、実務上は適用されていない。」との回答を得ていた。

以上のように見てくると、今回の「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法实施条例」の改正による日本企業・日系企業への影響は、(技術輸出入管理条例 24 条 3 項が削除されたこと以外は、) それほど大きくはないように思われる。

IV おわりに

中国でビジネス活動を行う日本企業・日系企業としては、①外商投資法の内容、今後制定される実施細則の制定動向及び実務運用等、並びに②技術輸出入管理条例を始めとする技術移転に関する法規制の改正動向及び実務運用等について、よく調査・検討し、適切な対応をとっていく必要がある⁷。例えば、契約の準拠法を日本法とすることにより、中国の契約法及び技術契約司法解釈の適用を回避することが、事実上可能となるかもしれない。

資料 1 技術輸出入管理条例の新旧対照表 (抄録)

2019年3月改正前	2019年3月改正後
<p>第24条 (技術の合法的所有者であること等の保証)</p> <p>技術輸入契約の供与側は、自己が提供する技術の合法的な所有者又は譲渡若しくは許諾の権利を有する者であることを保証しなければならない。</p> <p>技術輸入契約の受入側が供与側の提供した技術を約定に従って使用し、第三者から権利侵害を主張された場合、受入側は、供与側に直ちに通知しなければならない。供与側は、通知を受けた後、受入側に協力して障害を排除しなければならない。</p> <p><u>技術輸入契約の受入側が供与側の提供した技術を約定に従って使用し、第三者の合法的權益を侵害した場合、供与側が責任を負担する。</u></p>	<p>第24条 (技術の合法的所有者であること等の保証)</p> <p>技術輸入契約の供与側は、自己が提供する技術の合法的な所有者又は譲渡若しくは許諾の権利を有する者であることを保証しなければならない。</p> <p>技術輸入契約の受入側が供与側の提供した技術を約定に従って使用し、第三者から権利侵害を主張された場合、受入側は、供与側に直ちに通知しなければならない。供与側は、通知を受けた後、受入側に協力して障害を排除しなければならない。</p> <p>(第3項は削除)</p>

⁷ 日本企業が中国企業と技術ライセンス契約を締結する際の実務上の留意点等については、遠藤誠著『中国企業との技術ライセンス契約に関する法的リスクとその対策』(日本機械輸出組合、2017年)を参照されたい。

<https://www.jmcti.org/publication/select2.php3?id=998>

<p>第25条（技術が完全であること等の保証）</p> <p>技術輸入契約の供与側は、提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、約定の技術目標を達成できることを保証しなければならない。</p>	<p>第25条（技術が完全であること等の保証）</p> <p>技術輸入契約の供与側は、提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、約定の技術目標を達成できることを保証しなければならない。</p>
<p>第26条（供与技術についての守秘義務）</p> <p>技術輸入契約の受入側、供与側は、約定の秘密保持範囲及び秘密保持期間内において、供与側の提供した技術のうち、なお公開されていない秘密扱いの部分について秘密保持義務を負う。</p> <p>秘密保持期間内において、秘密保持義務を負う当事者は、秘密扱いの技術が自己の原因によらずに公開された後、その負担する秘密保持義務は即時終了する。</p>	<p>第26条（供与技術についての守秘義務）</p> <p>技術輸入契約の受入側、供与側は、約定の秘密保持範囲及び秘密保持期間内において、供与側の提供した技術のうち、なお公開されていない秘密扱いの部分について秘密保持義務を負う。</p> <p>秘密保持期間内において、秘密保持義務を負う当事者は、秘密扱いの技術が自己の原因によらずに公開された後、その負担する秘密保持義務は即時終了する。</p>
<p>第27条（改良技術成果の帰属）</p> <p>技術輸入契約の有効期間内において、改良技術成果は改良側に帰属する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第28条（契約期間満了後の技術の継続使用の協議）</p> <p>技術輸入契約の契約期間が満了した後、技術の供与側及び受入側は、公平・合理の原則に照らし、技術の継続使用について協議を行うことができる。</p>	<p>第27条（契約期間満了後の技術の継続使用の協議）</p> <p>技術輸入契約の契約期間が満了した後、技術の供与側及び受入側は、公平・合理の原則に照らし、技術の継続使用について協議を行うことができる。</p>
<p>第29条（制限条項）</p> <p>技術輸入契約には、下記の制限条項を含んではならない。</p> <p>(1) 技術輸入に不可欠でない付帯条件の受入を受入側に要求するもの。不可欠でない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む。</p> <p>(2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連義務の負担を受入側に要求するもの</p> <p>(3) 受入側が供与側の提供した技術を改良す</p>	<p>（削除）</p>

<p>ることを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの</p> <p>(4) 供与側の提供した技術と類似の技術若しくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から取得することを制限するもの</p> <p>(5) 受入側が原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給源を不合理に制限するもの</p> <p>(6) 受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの</p> <p>(7) 受入側が輸入技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの</p>	
--	--

資料2 技術ライセンス契約に関する「契約法関連」、「対外貿易法関連」、「独占禁止法関連」の各法令の比較表

	契約法関連 ⁸	対外貿易法関連 ⁹	独占禁止法関連
権利保証	<p>自己が提供する技術の合法的な所有者であることの保証（契約法 349 条前段）</p> <p>第三者の合法的權益を侵害した場合の責任。但し、当事者が契約で別途定める場合を除く（契約法 353 条）</p>	<p>自己が提供する技術の合法的な所有者又は譲渡若しくは許諾の権利を有する者であることの保証（条例 24 条 1 項）</p> <p>第三者から権利侵害の訴訟を提起された場合、技術受入側に協力して障害を排除（条例 24 条 2 項）</p> <p>第三者の合法的權益を侵害した場合の責任（条例 24 条 3 項）</p>	
技術保証	<p>提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、契約に定めた目標を達成</p>	<p>提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、契約に定めた技術目標を</p>	

⁸ 表において「技術契約司法解釈」とは、「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（最高人民法院審判委員会、2005年1月1日施行）を指す。

⁹ 表において「条例」とは、「技術輸出入管理条例」を指す。

	できることの保証 (契約法 349 条後段)	達成できることの保証 (条例 25 条)	
改良技術	①契約の目的技術を基礎にした新しい研究開発の制限、②改良技術の利用の制限、③双方の改良技術の交換条件が平等でない技術契約は、無効。これには、開発技術の無償提供、互惠原則に依らない譲渡、改良技術の知的財産権の無償での独占又は共有の要求を含む (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 1 号)	ライセンス契約の中で排他的グラント・バック条件を規定することの禁止 (対外貿易法 30 条) 技術受入側が供与技術を改良することの制限、及び技術受入側がその改良した技術を使用することの制限は禁止 (条例 29 条 3 号)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、改良技術の独占的グラント・バックという不合理な制限条件を付加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 1 号)
抱き合わせ・付帯条件の受入要求	技術の実施に必要でない付帯条件 (不必要な技術・原材料・製品・設備・サービスの購入及び不必要な人員等) の受入を要求する技術契約は、無効 (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 4 号)	技術輸入に不可欠でない付帯条件 (不可欠でない技術・原材料・製品・設備・役務の購入等) の受入要求の禁止 (条例 29 条 1 号)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、抱き合わせ販売をすることの禁止 (知財権濫用規定 9 条)
知財権の有効性についての異議申出の禁止	技術受入側が契約の目的技術の知財権の有効性に異議を提出することを禁止し、又は異議の提出に条件を付ける技術契約は、無効 (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 6 号)	ライセンス契約中の知的財産権の有効性に対するライセンシーによる質疑提出を阻止することの禁止 (対外貿易法 30 条)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、知財権の有効性についての異議申出の禁止という不合理な制限条件を付加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 2 号)
無効特許の使用費の支払要求		特許権の有効期間が満了し、又は特許権が無効が宣告された技術について使用費の支払要求の禁止	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、期間満了又は無

		止 (条例 29 条 2 号)	効の知財権を行使するという不合理な制限条件を付加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 4 号)
競合技術 入手の制限	他の出所から類似技術又は競合技術を取得することを制限する技術契約は、無効 (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 2 号)	供与技術の類似技術又は競合技術を、受入側が他の供給源から入手することの禁止 (条例 29 条 4 号)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、契約期間満了後における競合商品又は競合技術の利用制限という不合理な制限条件を付加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 3 号)
原材料等 の購入ル ートの制 限	受入側が原材料・部品・製品・設備等を購入するルート・出所を不合理に制限する技術契約は、無効 (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 5 号)	受入側が原材料・部品・製品・設備を購入するルート・供給源の不合理な制限の禁止 (条例 29 条 5 号)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、相手方と第三者との取引を禁止するという不合理な制限条件を付加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 5 号)
生産数量・ 品種・販売 価格の制 限	契約の目的技術を利用して生産する製品又は提供するサービスの数量・種類・価格等を著しく不合理に制限する技術契約は、無効 (契約法 329 条、技術契約司法解釈 10 条 3 号)	受入側の製品の生産数量・品種・販売価格の不合理な制限の禁止 (条例 29 条 6 号)	
輸出ルー トの制限	契約の目的技術を利用して生産する製品又は提供するサービスの販売ルート・輸出市場等を著しく不合理に制限する技術契約は、無効 (契約法 329	受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートの不合理な制限の禁止 (条例 29 条 7 号)	市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、相手方と第三者との取引を禁止するという不合理な制限条件を付

	条、技術契約司法解釈 10 条 3 号)		加することの禁止 (知財権濫用規定 10 条 5 号)
生産経営活動の不可欠施設たる知財権使用許諾の拒絶			市場支配的地位を有する事業者が、生産経営活動の不可欠施設たる知財権の使用許諾を、正当な理由なく拒絶することの禁止 (知財権濫用規定 7 条)
自ら又は自らが指定した事業者とのみ取引するよう制限			市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、知財権行使の過程において、取引相手方をして、自ら又は自らが指定した事業者とのみ取引を行うよう制限することの禁止 (知財権濫用規定 8 条)
パテントプールを利用した競争の排除・制限行為			パテントプールを利用して競争の排除・制限行為を行うことの禁止 (知財権濫用規定 12 条)
標準を利用した競争の排除・制限行為			標準を利用して競争の排除・制限行為を行うことの禁止 (知財権濫用規定 13 条)

※ 初出：『特許ニュース No.14933』（経済産業調査会、2019年、原題は「中国知財の最新動向 第13回 中国への技術移転の法規制に関する最近の動き～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正～」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。